

銚子病 第 169 号
平成 26 年 2 月 26 日

医療法人財団 銚子市立病院再生機構
理事長 白 濱 龍 興 様

銚子市長 越 川 信



職員の処遇に関する留意について（依頼）

貴法人におかれましては、日頃から銚子市立病院の指定管理者として、地域医療にご尽力いただき、お礼申し上げます。

さて、市は貴法人に対し、平成 26 年 1 月 31 日付け銚子病第 152 号により平成 26 年度銚子市立病院指定管理関係予算（案）を提示し、貴法人には、これを受けてご努力をいただいていることと推察いたします。

平成 25 年 2 月 12 日に開催いたしました銚子市立病院経営会議（第 2 回）において、原田参与から、職員を減員する前に、徹底した経費等の削減に努めていただきたい旨を指摘させていただきました。支出の削減に当たっては、入札の実施等による調達方法の適正化や外部委託の必要性の検討、医薬品等の仕入れ単価の見直し、事務用消耗品の削減等を図り、経費削減を徹底的に行うべきと考えます。

人件費の削減に関しては、職員の意に反した解雇は、法に基づき非常に限定された場合にのみ行えるものです。労働契約法第 16 条では、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものと見て、無効とする」と規定され、適正かつ厳格な要件が求められます。

貴法人におかれましては、職員の処遇に関し、労働関係法令、判例等を十分に尊重、遵守されるようお願いいたします。

なお、違法な取扱いにより貴法人に係る労働関係の訴訟が提起された場合は、訴訟等に関連する一切の費用について、市が負担、補てんすることはできませんので、申し添えます。

以 上